

県立障がい福祉施設における入所者への虐待に対する声明

令和7年7月23日(水)、岐阜県が県立の知的障害者支援施設内で発生した虐待事案及び処分の内容を公表しました。

その内容によりますと、14人の職員が18人の利用者に対して合わせて40件の虐待行為をしていたということでもあります。虐待の内容は、利用者の顔や腹を強くたたいたり、薬を飲ませる際に足をけったりするなどでありました。

障害者総合支援法が定める利用者の人格を尊重する義務があり、権利擁護をすべき施設職員から日常的に虐待を受けていたという信じがたい事実、利用者の恐怖、不安、さらには家族の衝撃と怒りは、はかりしれないものがあり、決して許されるものではありません。

事案発生の原因は、

- ①一人の職員が同時に複数の利用者を支援する状況にあったこと
 - ②職員の虐待防止及び障がい特性への理解が不足していたこと
- となっています。

これまで、全施連は施設職員の確保や質の向上についての課題を機会あるごとに訴えてきました。平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、施設職員は研修(座学・実践)を積み重ね職務を遂行しているとは思いますが、このような事案が発生したという事実は、虐待に対する関係者の理解がいまだ十分ではない現れでもあり、行政をはじめとする関係者の責任は極めて重大と言わざるを得ません。

この上は、このような事案が二度と起こらないよう、第三者委員会による検証および確実な再発防止策が策定されることを強く求めます。

令和7年7月28 日

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会

理事長 福 間 廣 明

